

働きやすい職場づくりのセミナー等に 県から専門講師を派遣します



商工会や業界団体の皆様、
会員等企業の管理職や経営者向けに
セミナー・講演会を実施しませんか？

最近、以前にも増して人材確保の相談が多く来ていませんか？
売り手市場の現在、採用においても、定着においても、
重要なのが「働きやすい職場」であること。

しかし、従業員の背景や価値観はそれぞれ...。
では、誰もが「働きやすい職場」はどうすれば実現できるのか...。

—経営者が先頭を切って、導くことが何よりの近道だと思いませんか？

働きやすい職場づくりをテーマに開催される
経営者向けセミナーに、専門的な知識を持ち、
全国的な経験がある外部講師を派遣します。

日時や内容、開催方法などを
概ね2ヶ月前までにご相談ください。
(申込期限：令和8年1月30日（金）まで)

ご相談先：雇用労働政策課 労政福祉班

メールアドレス： s05460@pref.nagasaki.lg.jp

事業名：「働きやすい職場づくり」経営者向けセミナー講師派遣



お問い合わせ



産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2714 FAX：095-895-2582



考えなくてはならないことだらけの職場を、誰もが働きやすい職場へ！

育児休業取得促進 アドバイザー派遣

対象：県内事業所

1回あたり2時間程度（最大3回）

相談料：無料

就業規則の改正、男性育児休業促進、女性の活躍推進、
仕事と介護の両立……

近年、仕事について様々な言葉が飛び交うようになりました。
時代に合った職場づくりをしていくことは、人材確保の一環として大切です。



しかし、自社で対応するには「制度が難しい」
「業務が忙しい」「専門家に頼むと費用がかかる」など、
考え込んでしまったり、後回しにしまったり……。
例えばこんなお悩みはありませんか？

「育児・介護休業の取得を促進したい」「就業規則に問題がないか不安」
「規程は整備してるけど理解できていない…」「助成金が分かりにくい」
「『Nぴか』『くるみん』などの認証を受けるには何からしたらいいのか？」

アドバイザーとの個別相談で、誰もが働きやすい職場へ！

- 就業規則なら社会保険労務士、業務改善なら中小企業診断士、
介護離職予防ならワークサポートケアマネジャー（※）など
ニーズに合ったアドバイザーに相談できます！
- 育休はもちろんのこと、仕事と介護の両立など、様々な職場
環境の整備に活用できます！

※社員等が家族等の介護をしながら働けるよう事業者をサポートする、
介護と労務関連法令両面の知識を持った専門職

申込フォームへ入力
または
裏面の申込書を提出



審査
派遣決定

アドバイザーを派遣し
職場環境に関する支援を実施

※ 申込期限：令和8年1月30日（金）まで（予算に達し次第、受付終了）

お問い合わせ



長崎県

産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2714 FAX：095-895-2582



長崎県育児休業取得促進アドバイザー派遣申込書

令和 年 月 日

長崎県産業労働部
雇用労働政策課長 様

長崎県育児休業取得促進アドバイザーの派遣を、下記により申し込みます。

記

企業名				
代表者名				
住所	〒			
業種		従業員数 (うちパート タイム労働者数)	男	(人)
担当者氏名			女	(人)
電話番号			計	(人)
派 遣 申 込 内 容				
相談したい内容 (右の項目から該当するもの 全てを○で囲んでください)	1 就業規則、育児・介護休業規程に関すること (未作成・改正) (どちらかを○で囲んでください) 2 育児休業等に関する各種助成金に関すること 3 仕事と介護の両立に関すること 4 社内研修会等の実施に関すること 5 職場環境整備に関すること (Nぴかの申請を含む)			
上記のうち、 相談したい内容を具体的に 記載してください				
派遣時の県担当者同席	可 ・ 不可			
※顧問契約の社労士・診断士等がいる場合、契約と重複していない内容についてのみ派遣可能※				
顧問契約社労士・診断士の有無 及び、本申込への事前承諾	顧問契約者なし ・ 顧問契約者に確認済み			

※代表者名は、事業主又は支店長、営業所長等名等で記入してください。
※訪問日については、日程調整させていただきます。
※派遣申請内容は事前にアドバイザーに開示させていただきます。